

旧（平成23年度）	新（平成24年度）	摘要
<p>現場技術業務共通仕様書</p> <p>平成23年10月</p> <p>山梨県県土整備部</p>	<p>現場技術業務共通仕様書</p> <p>平成24年10月</p> <p>山梨県県土整備部</p>	

旧（平成23年度）	新（平成24年度）	摘要
<p>第1編 総則</p> <p>第1002条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「発注者」とは、契約担当者をいう。 2 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は法令の規定により認められたその一般継承人をいう。 3 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第6第1項に規定する者である。 4 「検査員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第18条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 5 「工事監督員」とは、建設工事請負契約書第9条第1項に基づき、発注者が定めた該工事の請負者に通知した者をいう。 6 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第7条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 7 「現場技術員」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者であって、受注者が定めた者（管理技術者を除く。）をいう。 8 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。 9 「契約書」とは、現場技術業務委託契約書をいう。 10 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。 11 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。 12 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。 13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。 14 「数量総括表」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。 15 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。 16 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。 	<p>第1編 総則</p> <p>第1002条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「発注者」とは、契約担当者をいう。 2 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は法令の規定により認められたその一般継承人をいう。 3 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第6第1項に規定する者である。 4 「検査員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第18条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 5 「工事監督員」とは、建設工事請負契約書第9条第1項に基づき、発注者が定めた該工事の請負者に通知した者をいう。 6 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第7条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 7 「現場技術員」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者であって、受注者が定めた者（管理技術者を除く。）をいう。 8 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。 9 「契約書」とは、現場技術業務委託契約書をいう。 10 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。 11 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。 12 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。 13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。 14 「数量総括表」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。 15 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。 16 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。 	

旧（平成23年度）	新（平成24年度）	摘要
<p>17 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>18 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>19 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるることをいう。</p> <p>20 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。</p> <p>21 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>22 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めるることをいう。</p> <p>23 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>24 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>25 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>26 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>27 「提出」とは、受注者が監督員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したもの有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>29 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件の疑義を正すことをいう。</p> <p>30 「検査」とは、契約書第18条に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。</p> <p>31 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p>	<p>17 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>18 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>19 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるることをいう。</p> <p>20 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。</p> <p>21 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>22 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めるることをいう。</p> <p>23 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>24 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>25 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>26 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>27 「提出」とは、受注者が監督員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したもの有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>29 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>30 「検査」とは、契約書第18条に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。</p> <p>31 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p>	

旧（平成23年度）	新（平成24年度）	摘要
	<p>第1029条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5. 複写等の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 再委託の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>7. 事案発生時における報告</p> <p>受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p>	【新規】

旧（平成23年度）	新（平成24年度）	摘要
	<p>8. 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 管理の確認等 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。</p> <p>11. 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務について知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>	

旧（平成23年度）	新（平成24年度）	摘要
<p>第2編 現場技術業務</p> <p>第2002条 業務内容</p> <p>受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>1 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、提出するものとする。 二 受注者は、工事請負者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。 三 受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しないこと。 2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 3) 設計図書の表示が明確でないこと。 4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 6) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。 四 受注者は、工事の設計変更若しくは契約担当者等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）を作成を行い、提出するものとする。 <p>2 請負工事の施工状況の照合等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 受注者は、使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、 	<p>第2編 現場技術業務</p> <p>第2002条 業務内容</p> <p>受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>1 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、提出するものとする。 二 受注者は、工事請負者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。 三 受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しないこと。 2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 3) 設計図書の表示が明確でないこと。 4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 6) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。 四 受注者は、工事の設計変更若しくは契約担当者等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）を作成を行い、提出するものとする。 <p>2 請負工事の施工状況の照合等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 受注者は、使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、 	

旧（平成23年度）	新（平成24年度）	摘要
<p>その結果を報告するものとする。</p> <p>二 受注者は、施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。</p> <p>三 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。</p> <p>四 不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。</p> <p>3 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。</p> <p>4 工事検査等への臨場 受注者は、監督員の指示に従い、工事監督員のもと、段階確認、部分検査、完成検査等に臨場するものとする。</p> <p>5 その他 上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時には監督員の指示により、情報の収集等を行うものとする。</p>	<p>その結果を報告するものとする。</p> <p>二 受注者は、施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。</p> <p>三 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。</p> <p>四 受注者は、不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。</p> <p>3 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。</p> <p>4 工事検査等への臨場 受注者は、監督員の指示に従い、工事監督員のもと、段階確認、部分検査、完成検査等に臨場するものとする。</p> <p>5 その他 受注者は、上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては監督員の指示により、情報の収集等を行うものとする。</p>	